仙台青葉学院大学・仙台青葉学院短期大学　公的研究費等の不正防止対策基本方針

（平成 27 年7月 22 日策定、令和4年1月 26 日改正、令和6年4月１日改正）

仙台青葉学院大学及び仙台青葉学院短期大学における公的研究費等の不正防止対策として、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」（平成19年2月15日文部科学大臣決定。平成26年2月18日、令和3年2月１日改正）に基づき、最高管理責任者が本方針を定め、適正かつ効率的な運営及び体制となるよう努める。

● コンプライアンス教育並びに啓発活動を定期的に実施し、教職員一人ひとりの意識の向上を図るとともに、学内のルール、体制等を整備及び改善する。

・最高管理責任者、統括管理責任者の下、コンプライアンス推進責任者は、研究活動上の運営・管理のみならず、不正防止のためのコンプライアンス教育とその受講状況の管理監督、定期的な啓発活動の実施に努める。

・研究者には、公金を使用する責任の重大さと研究者倫理、コンプライアンスを自覚させ、関係諸規程を遵守する旨の誓約を求め、意識の向上を図り、公的研究費の適正な執行に努める。

・公的研究費等に関連する業務を担当する事務職員には、積極的に学外各種の研修会・講習会・説明会等に参加させ、的確な情報を得るとともに、関係諸規程を遵守する旨の誓約を求め、事務処理能力と専門性の向上に努める。

● 公的研究費等の不正な取扱いを防止するために必要な具体的な計画（不正防止計画）を策定し、随時見直すことにより、常に適切なものに保つ。

● 公的研究費等に関連するルールと研究現場の実態とに乖離が生じていないか常時確認し、現行規程等の見直しを行うとともに、必要に応じ新たな規程・ルールを制定し、教職員への周知を徹底する。

● 定期的な監査の他、適宜、各研究現場に赴き、実地監査を行う。

● 公的研究費等に関わる取引をする業者に対し、規程の遵守、不正取引の排除等適正な取引に関して誓約を求める。

以上